

平成 15 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 東 洋 機 械 金 属 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 保 田 勲  
(コード番号) 6 2 1 0 (大証第 2 部)  
本 社 所 在 地 明 石 市 二 見 町 福 里 字 西 之 山 5 2 3 - 1  
問 合 せ 先 責 任 者 役 職 名 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長  
氏 名 松 本 武 城  
T E L 0 7 8 ( 9 4 2 ) 2 3 4 5

## 新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 15 年 4 月 23 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 公募による新株式発行（一般募集）
  - (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,800,000 株
  - (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 15 年 5 月 6 日（火）から平成 15 年 5 月 9 日（金）までの間のいずれかの日に決定する。
  - (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社及び新光証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
  - (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
  - (6) 申込期間 平成 15 年 5 月 12 日（月）から平成 15 年 5 月 14 日（水）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 15 年 5 月 7 日（水）から平成 15 年 5 月 9 日（金）までとなる。
  - (7) 払込期日 平成 15 年 5 月 14 日（水）から平成 15 年 5 月 19 日（月）までの間のいずれかの日。すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 15 年 5 月 14 日（水）となる。
  - (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は、平成 15 年 4 月 1 日（火）とする。
  - (9) 申込株数単位 1,000 株
  - (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における発行価格（募集価格）、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（下記<ご参考>1. をご参照下さい。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 200,000 株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合があり、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 野村證券株式会社 200,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（平成15年5月6日（火）から平成15年5月9日（金）までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出する。また、1. の公募による新株式発行が中止となる場合、本売出しも中止する。
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については取締役社長に一任する。

## 3. 第三者割当による新株式発行

（上記オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資）

（下記<ご参考>1. をご参照下さい。）

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 200,000 株
- (2) 発 行 価 額 平成15年5月6日（火）から平成15年5月9日（金）までの間のいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発 行 価 額 中 資 本 に 組 入 れ ない 額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 及 び 株 式 数 野村證券株式会社 200,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成15年6月9日（月）から平成15年6月16日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成15年6月10日（火）から平成15年6月17日（火）までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の申込期日の翌営業日とする。
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成15年4月1日（火）とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、1. の公募による新株式発行が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。
- (11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 〈ご参考〉

### 1. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の新株式発行におきましては、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集の他に、上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成15年4月23日（水）開催の当社取締役会において、上記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載の野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式200,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後を払込期日（以下「本件第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当増資の払込期日の5営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,600,000株（平成15年3月31日現在）
公募増資による増加株式数	1,800,000株
公募増資後の発行済株式総数	14,400,000株
第三者割当増資による増加株式数	200,000株
第三者割当増資後の発行済株式総数	14,600,000株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 増資調達資金の使途

##### ・公募増資資金の使途

今回の公募増資による手取金概算額 841,000 千円は、全額設備資金に充当する予定であります。

##### ・第三者割当増資資金の使途

今回の第三者割当増資による手取金概算額上限 90,000 千円は、全額設備資金に充当する予定であります。

#### (2) 業績に与える見通し

今回の資金調達を全額設備投資に充当し、生産能力を向上させ、その結果として売上高及び利益の増加を見込んでおります。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主各位に対して安定的な配当の維持及び適正な利益還元を基本としております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

配当については中長期的視点から、収益の向上と経営基盤の強化を図りつつ、安定的な配当と収益に応じた配当とのバランスを考慮して決定してまいります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、長期展望に立った新規事業の開発活動及び経営体制の効率化・省力化のための投資等に活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

#### (4) 過去3決算期間の配当状況等（単体）

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期 (予定)
1株当たり当期純利益	27.34円	2.03円	△87.41円	49.39円
1株当たり年間配当金	5.00円	5.00円	2.50円	5.00円
実績配当性向	18.3%	246.3%	—	10.1%
株主資本当期純利益率	4.9%	0.4%	△17.2%	10.6%
株主資本配当率	0.9%	0.9%	0.5%	1.0%

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値であります。  
2. 株主資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。  
3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を当該決算期末の株主資本で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、平成 14 年 6 月 24 日の株主総会決議により新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。これにより平成 15 年 3 月期において潜在株式が 36,049 株増加しており、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、49.25 円であります。当該制度の内容は次のとおりであります。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は 1.6%となる見込みです。

株主総会決議	発行取締役会決議	新株式発行 予定残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本 組入額	発行予定期間
平成 14 年 6 月 24 日	平成 14 年 7 月 22 日	240,000 株	251 円	126 円	平成 16 年 7 月 1 日から 平成 19 年 6 月 30 日まで

### (3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
始 値	610 円	300 円	235 円	415 円
高 値	610 円	371 円	492 円	486 円
安 値	250 円	181 円	166 円	412 円
終 値	305 円	250 円	418 円	464 円
株価収益率	150.2 倍	△2.9 倍	8.5 倍	一倍

(注) 1. 平成 16 年 3 月期の株価については、平成 15 年 4 月 18 日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 平成 15 年 3 月期の株価収益率の算出にあたっては、平成 15 年 3 月期の未監査の 1 株当たり当期純利益を使用しております。

### (4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。